

## 市第130号議案

### 市営野庭住宅（I街区）建替事業契約の締結

市営野庭住宅（I街区）建替事業について、一般競争入札の結果、契約の相手方が決定したので、次のように契約を締結する。

令和8年2月10日提出

横浜市長 山中竹春

- |          |   |
|----------|---|
| 1 事業名    | 市営野庭住宅（I街区）建替事業   |
| 2 契約の目的  | 市営野庭住宅（I街区）の設計、既存住宅解体撤去、建設、工事監理及び入居者の移転の支援  |
| 3 履行場所   | 港南区野庭町601番地の1   |
| 4 契約金額   | 4,533,100,000円  |
| 5 契約期間   | 契約確定の日から市営住宅等整備業務及び入居者移転支援業務が完了する日まで  |
| 6 契約の相手方 | 戸塚区小雀町129番地の3<br>小雀建設株式会社<br>代表取締役社長 小泉和雄<br>磯子区西町5番11号<br>株式会社金子設計<br>代表取締役社長 荒井恒和 |

### 提案理由

市営野庭住宅（I街区）建替事業契約を締結したいので、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第12条の規定により提案する。

参考

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（抜粋）

（地方公共団体の議会の議決）

第12条 地方公共団体は、事業契約でその種類及び金額について政令で定める基準に該当するものを締結する場合には、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律施行令（抜粋）

（地方公共団体の議会の議決を要する事業契約）

第3条 法第12条に規定する政令で定める基準は、事業契約の種類については、次の表の上欄に定めるものとし、その金額については、その予定価格の金額（借入れにあっては、予定賃借料の総額）が同表下欄に定める金額を下らないこととする。

法第2条第5項に規定する選定事業者が建設する同条第1項に規定する公共施設等（地方公共団体の経営する企業で地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第40条第1項の規定の適用があるものの業務に関するものを除く。）の買入れ又は借入れ

千円 都道府県 500,000	地方自治法（昭和 22年法律第67号） 第252条の19第1 項に規定する指定 都市（以下この表 において「指定都 市」という。）	300,000	(省略)
-----------------------	---	---------	------